

一般名処方加算に関する掲示

○当センターでは、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しています。

一般名処方とは、お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。

そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さんに必要なお薬が提供しやすくなります。